令和5年度 第3回 日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和5年(2023年)6月9日

日野市教育委員会

令和5年度第3回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和5年(2023年)6月9日(金)

14時03分~14時30分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長堀川拓郎 教育長職務代理者 髙木 健夫

委員 真野 広 委員 正留 久巳

委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 髙木 健夫

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長﨑 将幸

教育部参事 田中 洋平 (兼教育指導課長)

(兼生涯学習課長) 庶務課長 釜堀 亜矢子

学 務 課 長 成澤 綾子 中央公民館長 綿貫 真二 図 書 館 長 奥住 大輔 統括指導主事 馬場 章夫

図書館長 奥住 大輔 統括指導主事 馬場 章夫

傍聴者 1 名

書記 : 庶務課課長補佐 脇坂 立志

庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実に相違ないことを認め、ここに署名します。

議事内容

議案

第7号 教育委員会職員人事について

第8号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

協議事項

第2号 社会教育施設(一部)個別施設計画の策定について

請願審査

第 5-3 号 「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入・侵害」を禁じた憲法 19 条~21 条を、遵守した卒業・入学を実施する等、求める請願

報告事項

第7号 行政情報の公開請求

開始14時03分

[堀川教育長]

ただいまから、令和5年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、髙木委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案2件、協議事項1件、請願審査1件、報告事項1件です。

議事に入ります前に、事務局より発言を求められていますので、発言を許可します。教育部長。

「村田教育部長」

説明員に変更がございましたので御紹介申し上げます。

中央公民館長、綿貫でございます。

[中央公民館長]

綿貫でございます。よろしくお願いします。

[村田教育部長]

以上をもちまして、説明員の変更の紹介を終わります。

「堀川教育長]

新任の説明員の方、よろしくお願いいたします。

会議の進め方ですが、請願第5-3号を、議事の最初に審査したいと思います。

また、議案第9号は公開しない会議とし、最後に審議したいと思いますが、よろしいで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

「堀川教育長」

異議なしと認め、まず請願第5-3号の審査を行い、次に議案第8号から、順次、審議 を進めていきたいと思います。

また、会議規則第10条により、議案第9号は公開しない会議とし、議事の最後に審議 します。

なお、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「堀川教育長」

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室いたします。

それでは、議事に入ります。

請願第5-3号 「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入・侵害」を禁じた憲法 19条~21条を、遵守した卒業・入学を実施する等、求める請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第5-3号 「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入・侵害」を禁じた憲法 19条~21条を、遵守した卒業・入学を実施する等、求める請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書9ページを御覧ください。請願番号、請願第5-3号、受付年月日、令和5年5月11日、件名、「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入・侵害」を禁じた憲法19条~21条を、遵守した卒業・入学を実施する等、求める請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、10ページから11ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

「堀川教育長」

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「堀川教育長」

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

「請願者〕

それじゃ、請願事項の1から3にあるのは人間として最低のことなんです。私どもは、 君が代というのは非常に天皇賛美する、民主主義にふさわしくない曲なので、もう廃止を 求めております。

日の丸は、三脚であれば室内に1本はいいだろうと、そういう考えでございますので、それに対して皆様方は、学習指導要領や都教委の10・23通達を根拠に君が代を強制してきているわけですから、最低限この君が代の前に、式の開始前なんかに、校長あるいは教員から、保護者と児童生徒全員に、「君が代は非常に問題があるという指摘もあるので、思想・良心の自由を定めた憲法19条から21条に基づいて、立たない自由、あるいは一時退席して、ボイコットして、また40秒たったら戻ってくる、そういう方法もありますよ」と、最低説明すべきだということでございます。

ほかに二、三ございますが、根拠となることをこれから申し上げていきます。2番のところです。そこのジャーナリストの文章に行きますが、まず、この間の卒業式、入学式はどうなっているかというと、岸田文雄首相が2月10日に、「マスクを着用しての君が代斉唱を」という発言を午前中にしたら、午後早速、藤原章夫初中局長、この方はこの前言ったように、停職1か月の処分を受けたことがある方ですね。この方が、「マスクをしての君が代をやりなさい」という通知を出しました。

都教委は、「起立させた上で君が代の歌唱入りの大音量でCDを流せ」ということですから、全くそれと同じ、場合によればそれ以上の効果を求めて、都教委はそういう通知をしております。いずれにせよ、「天皇の治世の永続を願う」という国家主義のインドクトリネーションであるのは間違いない。なお教員には、「不起立は懲戒処分にする」という脅迫を

都教委はしております。

その後、3月17日に藤原さんが、「マスク着用なしで、多少距離を取って君が代を実施する」ということを言ったら、都教委の浜佳葉子教育長らは、早速それをなぞった通知を出して、10・23通達の元に戻ったと。で、教員への処分は、「不起立だけじゃなくて、ピアノ不伴奏についても懲戒処分する」という脅迫をしておるということでございます。

右下でございますが、3月の卒業式では、都教委は派遣する職員に、計8回の国旗等への敬礼、そして君が代のときの直立不動を求めております。非常に失礼な、生徒に尻を向ける姿勢でございます。

2枚目に行きまして、全体主義的な式のやり方ということで前々から批判がありまして、2019年の4月のときは、都教委は、ロシアのように「君が代を声高らかに歌え」という。それは派遣職員に対して、派遣している人に対してですけど。結果的にそれを見習って生徒児童にやらせようという魂胆は見え見えですけれども、その「声高らかに」という文言は今回消えておりますけれども、非常にひどい。

4月4日に都教委は都民ホールというところで、藤井大輔教育監の下で説明会というものをやっております。これが内部文書でございます。私が開示請求した内部文書。そこによると、まずビラ配りに対して非常に神経質になって、君が代を批判されるのを非常に嫌がって。そして判決も出ておりますけれども、校門外であるから、公道であれば全くビラまきは何の許可も要りません。それをこういうふうに敵視しているわけでございます。

それから「挨拶文読み上げ」というのを都教委はやるわけです。日野市教委も挨拶文が 出ていますが、日野市教委は少しましですけれども、都教委は、愛国心の強制、オリンピック・パラリンピックの宣伝、あるいは全国高校文化祭、これは秋篠宮夫婦と長男の悠仁 くんが来ておりますけれども、生徒2人が救急車で搬送される中で、彼らは涼しげに沿道 のパレードも鑑賞しているという、非常に差別をしておりますが、そんなようなイベント も都教委は宣伝しております。

それから式後については、都議に感想を聞けと。

それから入学式では、金日成バッジじゃないけど、TOKYOTOKYOバッジ、あるいはHTTバッジを着けろということも言っております。それからその反面、都教委は国立市の卒業式でピースリボンをつけた教員を処分しておるという、それこそ憲法19条に反する非常にひどい差別をしています。

それから小池さんのメッセージもやれと言うんですが、本市も大坪氏のものを何か送っておりますが、非常にこれは選挙運動になるケースもあります。特に小池百合子氏は、この前の選挙の直前のときに売名行為のようにやっておりますので、多くの反発を招いております。ぜひ大坪氏のものも、今のところイデオロギーはあまりないですけれども、今後はできれば送らないでいいんじゃないかと。むしろ児童生徒の何か感動したような文章を読み上げるとか、児童生徒の作品をばーっと貼るとか、私らは、そういうような児童生徒主体の卒業式を。

都教委の、この内部文書を読みます。学習指導要領にあるから、もしも「都教委の言うとおりの君が代」じゃなければやり直せ、恐らく児童生徒の不起立を指していると思いますが、不測の事態、この不測の「そく」も、この内部文書は字が間違っているんです。足

りざるの不足になっているけど、もちろん測らざる不測が正しいわけですが、そういったことを都教委は、「不測の事態があったらやり直せ」とそこまで。

「堀川教育長」

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

「請願者〕

はい。まとめます。そういうふうに都教委は、やり直してまで10・23通達どおりの 式を強制しており、非常に全体主義だと思います。日野市教育委員会においては、ぜひ南 平小のことも踏まえて。

「堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

「請願者〕

はい。分かりました。君が代の強制がないようにお願いします。じゃ、誠実に議論して ください。

「堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。髙木委員。

[髙木委員]

説明ありがとうございます。本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は請願事項として、第1項で3項目にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。2項の請願の背景・根拠をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明も伺いました。しかしながら、請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できません。

以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

「堀川教育長」

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

「真野委員〕

私もこの請願をしっかり読ませていただきました。また、先ほどの請願者の説明も伺いました。今回の請願ですけれども、請願者の考えに基づく一方的な主張でありまして、今回の請願を採択するに当たる、そういう理由が、私は先ほどのお話を伺っても、また請願内容を読んでも、読み取れないという状況でございます。

したがいまして、私は不採択と判断いたします。

以上です。

「堀川教育長」

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

「正留委員]

御説明ありがとうございました。本請願と、それから資料もあったので、それも読ませていただきました。本請願事項の1、2、3について、請願の背景・根拠を読んでも、採

択の理由となるものを捉えることができませんでした。請願者の考え方に基づく一方的な 主張と論の展開であり、理解ができませんでした。

したがって、不採択と考えます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願及び資料を読ませていただきました。請願事項は具体的であるものの、背景や根拠を読んでも、またただいま説明を伺いましても、請願に結びつく理由として理解できませんでした。

よって、採択する理由が見当たらないので、不採択と考えます。

「堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入・侵害」を禁じた憲法 19 条~21 条を、遵守した卒業・入学を実施する等、求める請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5-3号については、不採択とすることに決しました。

議案第8号 教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。 庶務課長。

○議案第8号 教育委員会職員人事について

「釜堀庶務課長〕

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第8号 教育委員会職員人事について御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対し、人事発令を行うものです。

次ページを御覧ください。発令年月日は令和5年6月30日でございます。被発令者は 記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

「堀川教育長〕

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結します。

お諮りします。教育委員会職員人事についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第8号は原案のとおり可決されました。

協議事項第2号 社会教育施設(一部)個別施設計画の策定について、事務局より説明をお願いします。図書館長。

○協議事項第2号 社会教育施設(一部)個別施設計画の策定について

「奥住図書館長〕

図書館長でございます。

恐れ入ります、議案書5ページを御覧ください。協議事項第2号 社会教育施設(一部) 個別施設計画の策定について御説明いたします。

本計画は、日野市公共施設等総合管理計画で定められた公共施設の総量の縮減を目指し、 社会教育施設のうち、老朽化が進んでいる図書館及び公民館の一部について、基本情報を 整理した上で、施設事情を把握し、施設自体の今後の在り方の検討を加え、安全な施設を 持続的に提供し、市民の学習や文化活動及び健康の増進や情操の純化等に資する環境を整 備するための方策を、日野市社会教育施設(一部)個別施設計画として取りまとめることを 目的とするものでございます。

策定に当たり、コンサルを交えながら、施設管理者である図書館4館(中央、日野、高幡、平山)と公民館1館、本館に加えて、他の図書館及び公民館については、それぞれ施設の特色があり、個別計画の策定の中で在り方等について整理し、計画書に記載していく形として考えております。

なお、計画に当たりましては、利用者、未利用者の声のアンケートやパブリックコメントを実施し、策定していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。髙木委員。

[髙木委員]

今年度の教育委員会の主要事業の一つとして、新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画があり、これでは検討委員会を設置して進めていくと聞いています。その検討委員会と本個別施設計画との関係ですとか進め方について、どのように考えるべきなのか、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

「堀川教育長〕

図書館長。

「奥住図書館長〕

御質問に対してお答えいたします。教育委員会所管の施設、これは学校施設、社会教育

施設について、それぞれ検討していきます。その中で、親和性の高さや、よりメリットを 見つけながら、複合化等も含めた中で在り方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。真野委員。

[真野委員]

先ほどの御説明の中で、広く市民の皆さんのアンケート、パブリックコメントという話 もありました。ここにも、公民館アンケートについて実施すると、その旨書かれておりま すが、図書館につきまして何か考えていらっしゃることがあれば教えてください。

「堀川教育長」

図書館長。

「奥住図書館長〕

アンケートについてお答えさせていただきます。各図書館において特色はございますが、 その状況を踏まえた中で、今後しっかりと整理し、今後の実施に向けての準備をしていき たいと考えております。

以上でございます。

「堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

市民の声を反映しながら個別施設計画を立てていく中で、コンサルタント契約をされま すか。

「堀川教育長]

図書館長。

「奥住図書館長〕

コンサルの契約についてのお答えをさせていただきます。内容につきましては、その施設の情報、建築年月日、その他情報を共有しながら、建築的視点や専門的な知識を持っているコンサルと共同で、計画策定に向けて進めていきたいと考えております。

また、他の自治体の事例や持っている知見などを取り入れながら、策定に向けて準備を していきたいと考えております。

以上でございます。

「堀川教育長」

ほかに御質問はございませんか。

なければ御意見を伺います。正留委員。

[正留委員]

どうもありがとうございました。公民館、図書館とも、社会教育施設として市民の利用 も非常に高いところでもありますので、将来的に、一層活用が幅広くできる機能を持った ものとして進めていただきたいと思っております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。髙木委員。

[髙木委員]

図書館、公民館については、老朽化が著しいとか、あるいは安全性への懸念も深まっているとも聞いております。将来的な図書館、公民館の在り方を考えますと、従来の延長線での対応策、あるいは考え方では通用しないというか、進むことが難しいとも考えております。したがって今後については、利用者の目線に立って、広く市民の皆さんから声を聴きながら個別施設計画を策定いただくように、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

「堀川教育長」

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

「真野委員〕

私からも重ねてになりますが、図書館、それから公民館につきましては、市民の皆さんの大切な御利用する場であると思います。先ほども御質問させていただきましたが、アンケートやパブリックコメントなど、広く市民の皆さんの御意見も伺いながら、ぜひ市民の皆さんが安心して安全に御利用いただけるような、そういう計画の策定を進めていただければと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

先ほどはありがとうございました。図書館、公民館は、日野市民の生涯学習にとって大変重要な施設だと考えております。未来の姿を想像できる計画になりますよう、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げたいと思います。

今、学校や社会教育施設をはじめ、公共施設の在り方については、重要なタイミングを迎えているのかなと思っております。この3月に日野市の公共施設等総合管理計画が改訂され、これも踏まえて、夏から新たな学校づくり・社会教育施設づくりに関する検討委員会が始まるということで、時代の変化を踏まえて、未来を見据えた教育や学習の環境、そして今回の議案になっておりますけれども、図書館や公民館の今後の在り方についても検討がされていくものと承知しております。

そういう意味では、今般の議案の個別施設計画の検討というのは、この基礎資料となる ものと承知をしておりますので、しっかりと事務局としても取り組んでいきたいと思いま す。

以上です。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

なければ、協議事項第2号を終了いたします。

報告事項第7号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務

課長。

○報告事項第7号 行政情報の公開請求

「釜堀庶務課長〕

庶務課長でございます。

議案書13ページを御覧ください。報告事項第7号 行政情報の公開請求について、報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、設定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

「堀川教育長」

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第7号を終了いたします。

これより議案第9号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないかと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をしてください。

なお、本件の終了をもって、令和5年度第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」 は公開しない会議の中で審議

「堀川教育長」

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和5年度第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会14時30分